

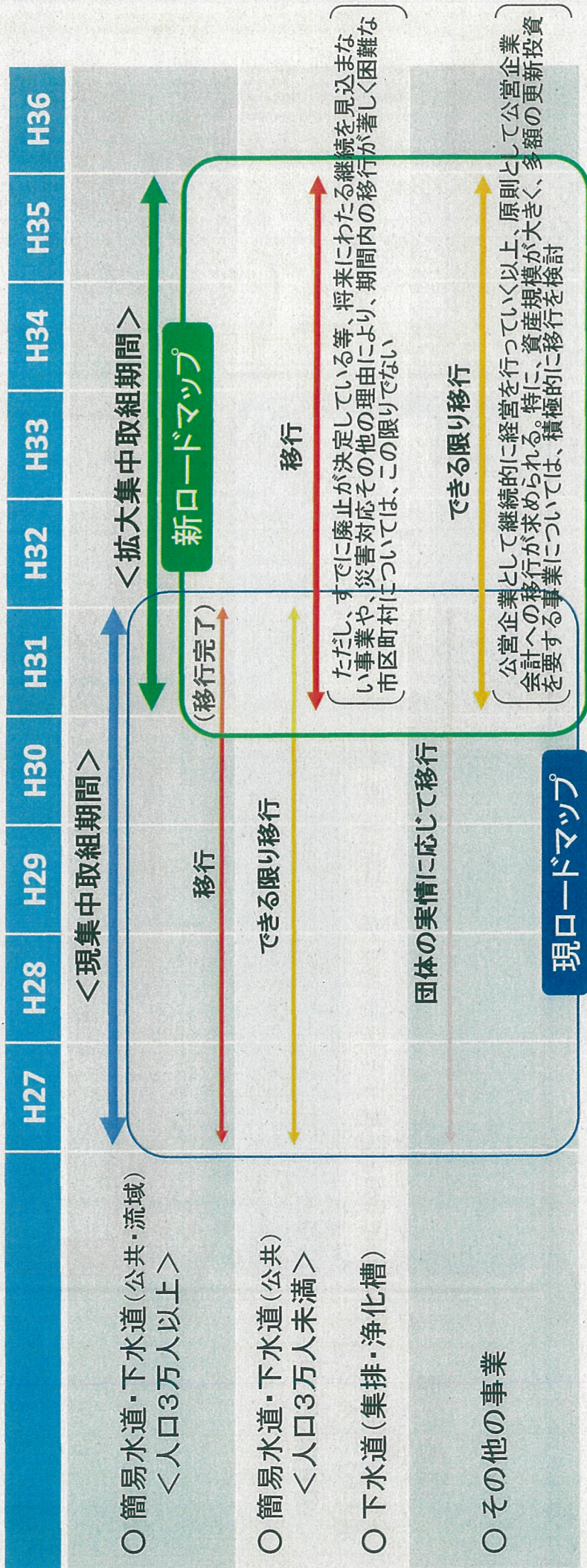
公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

資料 5

H27.1月
総務大臣通知等により要請

H31.1月
総務大臣通知等により要請

(総務省ホームページより)



取組の推進
に向けて

今後の検討
の方向性

新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

新たなロードマップにおける対象事業について

H31年度～H35年度(5年間)を新たな集中取組期間として、以下の取組を要請

青文字は前回通知により要請していた内容 赤文字は今回通知により新たに要請する予定の内容

	下水道				その他
	簡易水道	流域	公共	集落排水	浄化槽
都道府県 及び 人口3万人以上 の市区町村	平成31年度までに移行することが必要	平成31年度までに移行することが必要	平成31年度までに移行することが必要	平成31年度までに移行することが必要	公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計に移行することが求められることから、平成35年度までにできる限り移行することが必要。 特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に行を検討すること。
人口3万人未満 の市区町村	平成35年度までに移行することが必要	平成35年度までに移行することが必要	平成35年度までに移行することが必要	平成35年度までに移行することが必要	平成31年度までに移行することが必要 ※ただし、すでに廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。

「重点事業」：特に公営企業会計を適用する必要性が高い

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは：住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、
「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要



地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況（損益情報・ストック情報等）の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績（毎年度の利益・損失等フロー情報）・財政状態（資産・負債等ストック情報）の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例（議会の議決不要）

期待される効果

将来にわたって持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

- 持続可能なストックマネジメント等の推進
- 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に
- 広域化、民間活用等の抜本改革の推進
- 企業間での経営状況の比較
- 分かりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上
- 職員の経営マインドの育成

公営企業会計適用の取組状況

(平成30年4月1日現在)

○ 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）及び流域下水道事業）において99.4%、簡易下水道事業においては95.8%であり、取組に大幅な進捗が見られる。

○ 一方、人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。））、流域下水道事業、集落排水及び合併浄化槽）において27.6%、簡易下水道事業においては、42.9%であり、取組の進捗に差異が見られる。

人口3万人以上の団体

(単位:団体)

	下 水 道 事 業 団 体 数 (構 成 比)	下 水 道 事 業 (※ 1)		簡易水道事業(※3) 団 体 数 (構 成 比)
		公共下水道事業及び 流域下水道事業(※2)		
① 適 用 済	370 (44.8%)	370 (45.5%)	201 (64.6%)	
② 適 用 に 取 組 中	440 (53.3%)	439 (53.9%)	97 (31.2%)	
小 計 (① + ②)	810 (98.1%)	809 (99.4%)	298 (95.8%)	
③ 検 討 中	8 (1.0%)	5 (0.6%)	13 (4.2%)	
④ 検 討 未 着 手	8 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
合 計	826 (100.0%)	814 (100.0%)	311 (100.0%)	

人口3万人未満の団体

(単位:団体)

	下 水 道 事 業 団 体 数 (構 成 比)	下 水 道 事 業 (※ 1)		簡易水道事業(※3) 団 体 数 (構 成 比)
① 適 用 済	82 (10.0%)	194 (33.3%)		
② 適 用 に 取 組 中	143 (17.5%)	56 (9.6%)		
小 計 (① + ②)	225 (27.6%)	250 (42.9%)		
③ 検 討 中	308 (37.7%)	135 (23.2%)		
④ 検 討 未 着 手	283 (34.7%)	198 (34.0%)		
合 計	816 (100.0%)	583 (100.0%)		

(※1)公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(※2)「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略))について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

(※3)簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。))。

上記の取組状況調査結果については、総務省HPにおいて公表している。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

地方公営企業法適用状況異動報告書

団 体 名		福岡県 古賀市	適 用 事業名	下水道事業	所 在 地	福岡県古賀市駅東 一丁目 1 番 1 号
法適用 (変更) 年月日		平成 31 年 4 月 1 日	適用方法	地方公営企業法施行令 第 1 条第 2 項 全部適用	施 設 の 概 要	〈公共下水道事業〉 ・ 処理場 1 箇所 ・ ポンプ場 (汚水) 1 箇所 ・ ポンプ場 (雨水) 1 箇所 ・ 管渠延長 270 Km
職 員 数			事業認可 年月日	(当初)昭和 41 年 7 月 20 日 (最終)平成 30 年 11 月 1 日		〈農業集落排水事業〉 ・ 処理場 2 箇所 ・ 管渠延長 19Km ※平成 29 年度 決算統計調査より
損益勘定 所属部門	事務職員	6 名	事業着手 年月日	昭和 41 年 7 月 20 日		
	技術職員	名	事業完成 年月日	昭和 37 年 3 月 31 日		
	その他	名	営業開始 年月日	昭和 41 年 9 月 28 日		
資本勘定 所属部門	事務職員	6 名	そ の 他 参 考 事 項	法適化対象事業 ・ 公共下水道事業 ・ 農業集落排水事業 管理者の設置 ・ 管理者非設置		
	技術職員	名				
	その他	名				
一般会計所属		2 名				
計		1 4 名				
組 織 図	上下水道課 総務・上水道管理係 下水道管理係 (3 名) お客さま係 (3 名) 上水道係 下水道係 (8 名)		業 務 の 概 要	・ 計画処理人口 (公共) 52,700 人、(農集) 5,350 人 ・ 計画処理区域面積 (公共) 1,164 ha、(農集) 149 ha ・ 年間総処理水量 (公共) 6,749,643 m³、(農集) 113,635 m³ ・ 年間有収水量 (公共) 5,171,354 m³、(農集) 79,173 m³ ・ 使用料体系 二部使用料制 (基本使用料と従量使用料)		

地方公営企業法施行令第 28 条第 2 項の規定に基づき、上記のとおり報告いたします。

平成 31 年 4 月 24 日

古賀市長 田辺 一城 ㊞

総務大臣 殿

